

広島県告示第八百二十八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の(2)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

平成二十四年十一月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

水 域	該当類型	達成期間	暫 定 目 標
三川ダム貯水池（神農湖）（全域）	湖沼Ⅲ （全窒素の項目の基準値を除く。）	ハ	
渡ノ瀬ダム貯水池（渡ノ瀬貯水池）（全域）	湖沼Ⅱ （全窒素の項目の基準値を除く。）	イ	
		ニ	平成二九年度までに全燐〇・〇一四（単位 リットルにつきミリグラム）

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成
- 3 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。